

## 事後審査型条件付き一般競争入札における技術者の取扱

### 【配置予定技術者について】

落札者決定の要因の一つとして、入札参加申請書に記載された配置予定技術者が、適正な配置となっているかを事後審査（開札日を含めて2日以内）し、確認することとなっております。

手持ち工事の配置技術者と配置予定技術者が重複している場合（請負額で4,000万円以上：建築一式工事については8,000万円以上）は、建設業法の規定により専任となるため、事後審査により無効になることもありますのでご注意ください。

また、入札参加申請書を提出する段階での配置予定技術者の記載については、請負額で4,000万円以上（建築一式工事については8,000万円以上）で開札日が同じ工事においては、分離・分割発注した工事を除き、配置予定技術者を重複して申請することはできません。

請負代金が4,000万円未満の場合は、職務を適正に遂行できる範囲で他の工事現場の主任技術者と兼務できることから、配置予定技術者が重複していても差し支えありません。

参加申請書に記載した配置予定技術者の変更はできません。

ただし、開札日の異なる工事において、配置予定技術者を重複申請した場合は、落札候補者となった場合に限り、開札日以降の申請済案件の配置予定技術者を変更していただきます。

### 【実務経験者の取扱について】

実務経験者を主任技術者として配置する場合には、事後審査書類に実務経験証明書等（※）の提出が必要になります。

（※）実務経験証明書等とは、建設業許可申請様式「様式第九号」の写し、または市指定様式「実務経験証明書」及び「学歴証明書」、もしくは該当する業種にかかる資格の記載がある総合評定値請求書の技術職員名簿（別紙二）の写し